

大法院第一部判決

判決宣告

2012年5月24日

主文

原審判決を破棄し、事件を釜山高等法院に差し戻す。

理由

上告理由を判断する。

1. 基本的事実関係

原審判決の理由と原審が適法に採択した証拠によれば以下の事実が認められる。

ア. 亡A（以下「亡人」という）と原告X2、X3、X4、X5（以下これらの者を合わせて「原告ら」という）はすべて1923年頃から1926年頃の間、韓半島で出生した韓国人である。三菱重工業株式会社（被告と区別して以下「旧三菱」という）は日本で設立され、機械製作所、造船所などを運営していた会社である。

イ. 日本は1910年8月22日に大韓帝国との間に韓日合併条約を締結した後、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。日本は1931年に満州事変、1937年に日中戦争を各々起こすことにより次第に戦時体制に入り、1941年12月8日には太平洋戦争まで引き起こした。日本はこのような戦争によって人力と物資が不足するようになると、1939年7月8日「国家総動員法（1938年4月1法律第55号）」に基づく「国民徴用令（勅令第451号）」を制定し、航空機部品及び製鉄溶鉱炉製造者、船舶修理工など特殊技能を持つ韓半島居住の韓国人を日本に移住させる政策を積極的に推進し（初期には韓国人らの反発を憂慮して労務動員計画に基づく募集形式として実施された）、継続的に人力と物資が不足すると、太平洋戦争が最高潮に達する時期の1944年8月8日の閣議で「半島人労務者の移入に関する件」が決議され、特殊技能の保有の有無にかかわらず一般韓国人を対象にする国民徴用令が韓半島にも適用されることになった。国民徴用令（第18条）によれば被徴用者は彼らを使用した事業主らから給与を支給されることとなっていた。

ウ. 原告らは国民徴用令によって1944年8月から1944年10月までに当時の居住地であった京城府と京畿道で徴用令書を受け取った後、各自の住

居地付近で他の被徴用者らと集結し、彼らと共に列車で釜山に行き、関釜連絡船で日本の下関港に到着し、そこから列車で旧三菱がある広島に行き、旧三菱の機械製作所と造船所などに労務者として配置され労働に従事した。このような移送及び配置などの過程は日本の軍人及び警察、旧三菱担当者の統制下で行われた。

原告らは各自の作業場で月2回の休日を除き毎日朝8時から夕方6時まで鉄板切断、銅管曲げ、配管作業などに従事し、一日の作業を終えると旧三菱が設置した宿舎に戻って食事をとり宿泊したが、食事の量や質は著しく不十分であったし、宿舎も畳12畳程度の狭い部屋に10～12人の被徴用者らが共に生活するものであった。また宿舎周辺には鉄条網が張りめぐらされ、勤務時間中はもとより休日にも憲兵、警察らによる厳重な監視が行われ、自由がほとんどなく、韓半島に残っている家族との手紙のやり取りも事前検閲によって内容が制限された。旧三菱から前月21日から当月20日までの出勤日数を基準として当月28日に月給を受けとったが、月給として支給される金は日本貨幣で亡人は月20円程度、原告X2は月23～24円程度、原告X3は月35円程度、原告X4は月30円程度だった。

エ. 1945年8月6日の広島原子爆弾投下により旧三菱の機械製作所及び造船所等が破壊されて作業が中断し、日本が1945年8月15日に米国をはじめとする連合国に降伏を宣言することで太平洋戦争は終戦となった。原子爆弾投下時の避難の過程で亡人は鉄破片に当たり顎部分の肉がそげ落ちた状態で1945年9月13日頃下関から密航船に乗り、原告X2は特別な負傷がない状態で1945年10月博多から密航船に乗り、原告X3はガラスの破片に当たって手足に傷を負った状態で1945年9月頃博多から国連軍が用意した帰国船に乗り、原告X4は特別な負傷がない状態で1945年8月30日頃下関から関釜連絡船に乗り、原告X5は特別な負傷がない状態で1945年10月20日頃下関から密航船に乗り、それぞれ帰国した。

原告らは帰国後も強制徴用以前に通っていた職場を失うなど従来の生活に適應できないまま社会的、経済的困難を経験したのみならず、被爆による後遺症により最近まで全身の倦怠感、呼吸困難、皮膚疾患、視力減退などの各種の身体的障害に苛まれている。

オ. 旧三菱は日本の敗戦後、日本国内の連合国最高司令部（GHQ）の財閥解体政策に従うとともに、敗戦によって日本企業が負担することになる莫大な金額の賠償及び労務者に対する未支給賃金債務などの解決のために制定された日本の会社経理応急措置法上の特別経理会社、企業再建整備法上の特別経理株式会社に指定された後、1949年7月4日に企業再建整備法による再建整備計画の認可申請を行い、1949年11月3日に申請内容通りに主

務大臣の認可を受けた。

旧三菱は1950年1月11日にその再建整備計画にしたがって解散することとし、同日旧三菱の現物出資などにより企業再建整備法上の新会社である中日本重工業株式会社（商号が1952年5月29日に新三菱重工業株式会社に、1964年6月1日に三菱重工業株式会社に変更された）、東日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三菱日本重工業株式会社に変更された）、西日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三菱造船株式会社に変更された）の3社（以下新たに設立された3社を合わせて「第2会社」という）が設立された。その後中日本重工業株式会社が1964年6月30日に東日本重工業株式会社、西日本重工業株式会社の2社を吸収合併することにより現在の被告となった。この過程で旧三菱の従業員らは職位・給料に異同なく、旧三菱での在職期間を通算して退職金を算定することとして第2会社に承継され、第2会社の初代社長は全員旧三菱の常務取締役が就任した。また被告自身も旧三菱を被告の企業史の一部として認めている。

会社経理応急措置法は「特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時（1946年8月11日午前零時を言う。第1条第1号）に新勘定と旧勘定を設け（第7条第1項）、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産は「会社の目的たる現に行つてゐる事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの」に限つて指定時に新勘定に所属させ、その他は原則的に指定時に旧勘定に所属させ（第7条第2項）、指定時以後の原因に基いて生じた収入及び支出は新勘定の収入及び支出、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として経理処理し（第11条第1、2項）、旧債権に対しては弁済などの消滅行為を禁止するが、例外的に弁済を認める場合にも旧勘定として弁済しなければならず、新勘定として弁済する場合は特別管理人の承認など一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度においてのみ可能（第14条）」であると規定している。

旧三菱は会社経理応急措置法、企業再建整備法により1946年8月11日午前零時を基準にして新勘定と旧勘定を分離した後、「会社の目的である現在行つてゐる事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要な動産、不動産、債権その他既存の財産など」を新勘定に所属させた後、上記財産を現物出資して3社の第2会社を設立し、その他のその時まで発生した債務を中心にした旧勘定上の債務を負担しつつ清算会社になった旧三菱は、1957年3月25日に設立された菱重株式会社に吸収合併され、1957年10月31日に解散した。

カ. 太平洋戦争が終戦となつた後の1951年9月8日、米国サンフランシス

コ市で米国、英国などを含む連合国と日本国は戦後賠償問題を解決するため対日平和条約を締結したが、上記条約第4条(a)は「大韓民国を含む上記条約第2条に掲げる地域にある日本国及びその国民の財産、並びに上記地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民に対する請求権の処理は日本国と上記地域の統治当局間の特別取極の主題とする」と定めた。

対日平和条約第4条(a)の規定の趣旨に従い、1951年末頃から大韓民国政府と日本国政府の間に国交正常化及び戦後補償問題が議論され始め、ついに1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(以下「請求権協定」という)が締結されたが、請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2億ドルの借款を行うこととする」と定めるとともに第2条で次のように定めた。

1. 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利および利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

3. 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利および利益であってこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録(I)は、上記第2条に関して次のように定めている。

(a)「財産、権利および利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(e) 同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要

綱」(いわゆる8項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

そして、上記合意議事録に指摘されている対日請求8項目は「①1909年から1945年までの間に日本が朝鮮銀行を通じて韓国から搬出した地金及び地銀の返還請求、②1945年8月9日現在及びその後の日本の対朝鮮総督府債務の弁済請求、③1945年8月9日以後韓国から振替または送金された金員の返還請求、④1945年8月9日現在韓国に本店、本社または主たる事務所がある法人の在日財産の返還請求、⑤韓国法人または韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求、⑥韓国人の日本国または日本人に対する請求として①から⑤に含まれないものは韓日会談成立後に個別的行使しうることを認めること、⑦前記諸財産または請求権から生じた果実の返還請求、⑧前記の返還及び決済は協定成立後即時に開始し遅くとも6ヶ月以内に完了すること」などである。

請求権協定の締結にともない日本は1965年12月17日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第2条の実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」(法律第144号。以下「財産権措置法」という)を制定・施行したが、その内容は「大韓民国又はその国民の日本国またはその国民に対する債権または担保権で協定第2条の財産、利益に該当するものは1965年6月22日に消滅したものとす」というものである。

キ. 原告らは日本国広島地方裁判所に被告に対して旧三菱の強制徴用など国際法違反及び不法行為などを理由とした損害賠償金(1人当たり1,100万円)と強制労働期間に支給を受けることができなかった賃金等を現在の価値に換算した金額(その金額は亡人が99,014円、原告X2が96,056円、原告X3が68,424円、原告X4、X5が各59,512円である)の支給を求める訴訟を起し、1999年3月25日請求棄却判決を宣告され、広島高等裁判所に控訴したが2005年1月19日控訴棄却判決を宣告され、上告審である最高裁判所でも2007年11月1日上告棄却されて上記判決は確定した(以下このような日本での訴訟を「日本訴訟」とし、それらの判決を「日本判決」という)。

原告らは広島地方裁判所で日本訴訟の第1審判決を宣告された後の2000年5月1日、大韓民国の裁判所に被告に対して日本で主張した請求原因と同一の内容を請求原因にして国際法違反及び不法行為を理由にした損害賠償金と未支給賃金の支給を求める本件訴訟を提起した。亡人は本件訴訟が第1審裁判所で係属中であった2001年2月24日に死亡し、その相続人

8人は原告X1が亡人の被告に対する本件請求権を単独相続する旨の相続財産分割協議を行い、これにより原告X1は亡人の訴訟手続きを承継した。

ク．原告X2、X3、X4、X5らは、本件訴訟が第1審裁判所係属中に外交通商部長官に対して提起した情報公開拒否処分取消訴訟(ソウル行政法院2002ク合33943)で2004年2月13日に勝訴判決を宣告され(外交通商部長官の控訴取り下げで第1審判決がそのまま確定した)、これに従って大韓民国政府は請求権協定に関する一部文書を公開した後の2005年8月26日、「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」(以下「民官共同委員会」という)を開催して、「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基いて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っており、サハリンの同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」という趣旨の公式意見を表明した。

2. 国際裁判の管轄の存否

国際裁判管轄を決定するにあたっては、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという基本理念に従うべきであり、具体的には訴訟当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も共に考慮しなければならないが、このような多様な利益中のいかなる利益を保護する必要があるかについては、個別事件において法廷地と当事者との実質的な関連性及び法廷地と紛争になった事案との実質的な関連性を客観的な基準にして合理的に判断しなければならない(大法院2005年1月27日宣告2002タ59788判決など参照)。

原審判決理由及び記録によれば、被告は日本法によって成立した日本法人としてその主な事務所を日本国内に置いているが、1987年頃釜山中区中央洞4街53-11所在の東亜日報ビルディング8階に被告の大韓国内業務進行のための釜山連絡事務所を設置し、日本人職員1人をはじめとした5人の職員を置き、原告らが本件訴訟を提起した当時上記釜山連絡事務所が存在していた点、本件請求中不法行為による損害賠償請求は、旧三菱が日本国と共に原告らを強制徴用した上で強制労働をさせた一連の行為が不法行為であり、被告は旧三菱の原告らに対する法的責任をそのまま負担すると主張するものであるところ、大韓民国は上記のような一連の不法行為中の一部が行われた不法行為地である点、原告らが本件で主張する事実を裏付ける日本国内の物的証拠はほとんど滅失した反面、被害者である原告らが全て大韓民国に居住しており、事

案の内容が大韓民国の歴史及び政治的変動状況などと密接な関係がある点等を認めることができる。

上記のような事情に、本件の請求中不法行為による損害賠償請求と未支給賃金支給請求の間には客観的関連性が認められる点などを加え、先にみた法理に照らして検討すると、大韓民国は本件当事者及び紛争になった事案と実質的な関連性があると言うことができ、従って大韓民国の裁判所は本件に対し国際裁判管轄権を有する。

3. 日本判決承認の可否

民事訴訟法第217条第3号は外国裁判所の確定判決の効力を認定することが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反してはならないということを外国判決承認要件のひとつとして規定しているが、ここで外国判決の効力を認定すること、すなわち外国判決の効力を承認した結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するか否かは、その承認の可否を判断する時点で外国判決の承認が大韓民国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念と社会秩序に及ぼす影響を、外国判決が扱った事案と大韓民国の関連性の程度に照らして判断すべきであり、このとき当該外国判決の主文のみならず理由及び外国判決を承認する場合に発生する結果まで総合して検討しなければならない。

原審が適法に採択した証拠によれば、日本判決は日本の韓国併合の経緯に関し、「日本は1910年8月22日韓国併合に関する条約を締結し、大韓帝国を併合して朝鮮半島を日本の領土としてその統治下においた」、原告らに対する徴用の経緯について「当時の法制下では国民徴用令にもとづく原告らの徴用はそれ自体は不法行為とは言えず、また徴用の手続が国民徴用令にしたがって行われる限り、具体的な徴用行為が当然に違法だということはできない」と判断し、日本国と被告による徴用は強制連行であり強制労働であったという原告らの主張を受け入れず、当時の原告らを日本人、韓半島を日本領土の構成部分とみることによって原告らの請求に適用される準拠法を外国的要素を考慮した国際私法的観点から決定する過程を経ずに初めから日本法を適用した事実、また日本判決は旧三菱が徴用の実行において日本国とともに国民徴用令の規定を逸脱した違法な行為をした点、安全配慮義務に違反し原爆投下後原告らを放置して原告らの帰郷に協力しなかった点、原告らに支給する賃金と預貯金積立額を支給しなかった点等、原告らの請求原因に関する一部主張を受け入れながら、このような旧三菱との関係で認定される余地がある原告らの請求権は除斥期間の経過や時効の援用で消滅し、そうでなくとも1965年韓日請求権協定と日本の財産権措置法により消滅したという理由で結局原告らの被告に対

する請求を棄却した事実等を認めることができる。

このように日本判決の理由には日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法であるという規範的認識を前提とし、日帝の国家総動員法と国民徴用令を韓半島と原告らに適用することが有効であると評価した部分が含まれている。しかし、大韓民国制憲憲法はその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我ら大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにおいて」と述べ、附則第100条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第101条は「この憲法を制定した国会は檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久な歴史と伝統に輝くわが大韓国民は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」と規定している。このような大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥されると解さなければならない。そうであれば、日本判決の理由は日帝強占期の強制動員自体を不法であると解している大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものであり、このような判決理由が含まれる日本判決をそのまま承認する結果はそれ自体として大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反するものであることは明らかである。したがってわが国で日本判決を承認し、その効力を認定することはできない。

然るに原審はその判示のような事情を挙げて大韓民国の裁判所が日本判決を承認することが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するとはいえないと判断し、さらには日本判決を承認することが大韓民国の憲法精神に反するという原告らの主張をその判示のような理由で排斥した後、日本判決は大韓民国でその効力が承認されるので日本判決の既判力によりそれと矛盾する判断をすることができないとして原告らの本件請求を棄却した。このような原審判決には外国判決の承認に関する法理を誤解し判決結果に影響を及ぼした違法がある。この点を指摘する原告らのこの部分の上告理由の主張は理由がある。

4. 原告らの被告に対する請求権の存否

ア. 判断の順序

原審は日本判決の既判力と関連する判断に付加して、例え大韓民国法を準拠法として適用するとしても原告らが主張する不法行為による損害賠償請求権等は消滅時効の完成により全て消滅した旨判示し、これに対し原告らは

原審が消滅時効に関する法理を誤解したという趣旨の上告理由を主張している。このような上告理由を判断するに際しては、その先決問題として旧三菱と被告の法的同一性が認められるか否か、請求権協定により原告らの請求権が消滅したか否かに対する判断が先になされなければならない。

イ．旧三菱と被告の法的同一性の有無

旧三菱の解散及び分割に伴い法人格が消滅したか否か、第2会社及び被告が旧三菱の債務を継承するか否かを判断する基準になる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下、「抵触規範」という）によって決定されねばならないが、その法律関係が発生した時点は、旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号として制定されたもの）が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されて来た後、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法付則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。上記「法例」は旧三菱と第2会社及び被告の法的同一性の有無を判断する法人の属人法について明文の規定を置いてはいなかったが、法人の設立準拠地法や本拠地法によりこれを判断すると解釈されていたところ、旧三菱と第2会社及び被告の設立準拠地と本拠地はすべて日本なので、旧三菱の解散及び分割による法人格の消滅いかん、債務承継の有無を判断する準拠法はひとまず日本法となるであろうが、これに会社経理応急措置法と企業再建整備法が含まれるのは当然である。しかし一方で、上記「法例」第30条は「外国法による場合にその規定が公共の秩序または善良な風俗に反する時にはこれを適用しない」と規定していたので、大韓民国の抵触規範にしたがって準拠法に指定された日本法を適用した結果が大韓民国の公序良俗に違反する場合には日本法の適用を排除して法廷地である大韓民国の法律を適用しなければならない。また1962年1月15日以後に発生した法律関係に適用される旧涉外私法においてもこのような法理は同様である。

本件で外国法である日本法を適用することになれば、原告らは旧三菱に対する債権を被告に対して主張できなくなるが、上記1、オで見たように旧三菱が被告に変更される過程で被告が旧三菱の営業財産、役員、従業員を実質的に承継し、会社の人的、物的構成には基本的な変化がなかったにもかかわらず、戦後処理及び賠償債務解決のための日本国内の特別な目的の下に制定された技術的立法に過ぎない会社経理応急措置法と企業再建整備法等の日本の国内法を理由に旧三菱の大韓民国国民に対する債務が免脱

される結果となることは、大韓民国の公序良俗に照らして容認することはできない。

日本法の適用を排除して当時の大韓民国の法律を適用してみると、旧三菱が上記1、オでみたように責任財産になる資産と営業、人力を第2会社に移転して同一の事業を継続したのみならず、被告自ら旧三菱を被告の企業史の一部として認めている点等に照らして旧三菱と被告はその実質において同一性をそのまま維持しているものと見るのが相当であり、法的には同一の会社と評価するに充分であり、日本国の法律が定めるところによって旧三菱が解散し第2会社が設立された後、吸収合併の過程を経て被告に変更される等の手続きを経たからといって、これと異なる評価をすることはできない。

したがって原告らは旧三菱に対する請求権を被告に対しても行使できる。
ウ、請求権協定による原告らの請求権の消滅の当否

請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかったと解するのが相当である。

その上、国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない点、国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許容されるところとしても国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すれば条約に明確な根拠がない限り条約締結で国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定では個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措

置は請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけである。

したがって、原告らの被告に対する請求権は請求権協定により消滅しなかったものであり、原告らは被告に対してこのような請求権を行使することができる。

エ. 被告の消滅時効の完成の抗弁の可否

(1) 準拠法

原告らの請求権が成立した時点で適用される大韓民国の抵触規範に該当する上記「法例」によれば、不法行為に因る損害賠償請求権の成立と効力は不法行為の発生地法律によることになるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になるであろう。しかし既に原告らは日本法が適用された日本訴訟で敗訴した点に照らして、自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を持っていると推認されるので、大韓民国の裁判所は大韓民国法を準拠法にして判断すべきである。さらに制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否か、その損害賠償請求権が時効で消滅したか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

一方、「法例」によれば、法律行為の成立及び効力に関しては当事者の意思に従ってどの国の法律によるべきかを定め、当事者の意思が明らかでない場合には行為地法によるところ（第7条）、前記の事実関係によれば未支給賃金の支給請求権に関して判断する準拠法は日本法になるであろう。

(2) 消滅時効完成の抗弁の成否

消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使できる時から進行しその権利を行使できない間は進行しないが、ここで「権利を行使できない」場合というのは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知ることができず、知ることができなかったことに過失が

ないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しない（大法院2006年4月27日宣告、2006タ1381判決等参照）。

一方、債務者の消滅時効による抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせるような行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があったり、またはいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者をしてそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めるのが著しく不当であるとか不公平である等の特別な事情がある場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反し権利濫用として許容されない（大法院2011年6月30日宣告2009タ72599決定等参照）。

そして、このような法理は日本民法を適用する場合にもそのまま妥当する。

原審判決の理由と原審が適法に採択した証拠によれば、旧三菱の不法行為の後1965年6月22日に韓日間の国交が樹立されるまでは日本国と大韓民国間の国交が断絶しており、したがって、原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしてもこれを執行することができなかった事実、1965年韓日間の国交が正常化したのが、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況の中で、請求権協定第2条及びその合意議事録の規定と関連し請求権協定により大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で一般的に受け入れられてきた事実、日本で請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本の国内的に消滅させる措置をとり、原告らが提起した日本訴訟で請求権協定と財産権措置法が原告らの請求を棄却する付加的な根拠として明示されたという事実、一方で原告らの個人請求権、その中でも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかったという見解が、原告らが1995年12月11日に日本訴訟を提起し2000年5月1日に韓国で本件の訴を提起してから徐々に浮き彫りになり、ついに2005年1月に韓国で韓日請求権協定関連文書が公開された後、2005年8月26日に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものと解することはできないという民

官共同委員会の公式見解が示された事実等を認めることができる。

これに、前記のように旧三菱と被告の同一性の有無についても疑問を持たざるを得なくする日本での法的措置があった点も勘案すると、少なくとも原告らが本訴を提起する時点である2000年5月1日までは原告らが大韓民国で客観的に権利を事実上行使できない障害事由があったとみるのが相当である。

このような点を前記の法理に照らしてみると、旧三菱と実質的に同一の法的地位にある被告が消滅時効の完成を主張し原告らに対する不法行為による損害賠償債務または貸金支給債務の履行を拒絶することは著しく不当であり、信義誠実の原則に反する権利濫用であって、許容することができない。

然るに原審がその判示のような事情のみによって被告が消滅時効の完成を主張することが信義則違反による権利濫用に該当しないと判断したのは、消滅時効主張の信義則による制限の法理を誤解して判決結果に影響を及ぼす違法をおかしたものである。この点を指摘する原告らのこの部分の上告理由の主張にもまた理由がある。

5、結論

したがって、原審判決を破棄し、事件を再度審理・判断するために原審裁判所に差し戻すことにして、関与大法官の一致した意見により主文のとおり判決する。